

男性の働き方暮らし方の 改革が求められる理由

－白河桃子－

少子化ジャーナリスト、相模女子大客員教授

ニッポン一億総活躍プラン

2016年6月2日

(長時間労働の是正)

長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因となっている。戦後の高度経済成長期以来浸透してきた「睡眠時間が少ないことを自慢し、超多忙なことが生産的だ」といった価値観が、この3年間で変わり始めている。長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。今こそ、長時間労働の是正に向けて背中を押していくことが重要である。

週49時間以上働いている労働者の割合は、欧州諸国では1割であるが、我が国では2割となっている。このため、法規制の執行を強化する。長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する。さらに、労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。あわせて、テレワークを推進するとともに、若者の長時間労働の是正を目指し、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法等の見直しを進める。

日本再興戦略2016 総論 24~25ページ

(3)成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画

GDP600 兆円経済の実現に向け、人口減少問題は、避けては通れない課題である。一刻も早く出生率の向上に向けた対策を講じていかなければならない。**一人目の子供が生まれた時に夫が家事・育児に参画しないと、第二子以降の出生がなされない傾向が極めて強い。重要なのは、男性の働き方改革である。**

働き方改革は、生産性の向上にも貢献する。働き方改革を通じて生まれた自由時間を自己研さんに充てたり、家族と過ごす時間が増えることで心にゆとりが生まれるなど、働き方改革による労働の「質」が向上していくのである。

女性の活躍推進は、安倍政権の柱である。労働力の確保という単なる数合わせの議論ではない。経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながっていく。女性の活躍推進は、我が国経済社会全体の構造改革を進めるために必要であり、待機児童の解消をはじめ、政策を総動員していく。

知識、経験、ビジネスノウハウ、人脈など、高齢者のもつ財産を活用しないことは、経済的にも、次世代の人材を育成する観点からも大きな損失である。働く意欲のある高齢者の方には、生涯現役で活躍していただく。そうした社会環境を整えることは、高齢者の希望をかなえることや、精神的にも豊かな生活につながっていく。高齢者の活躍推進も引き続き重要な課題である。

＜鍵となる施策＞

- ① 長時間労働の是正に向けた取組強化 ② 女性の活躍推進と高齢者の活躍推進

＜加藤働き方改革相＞

残業時間の上限規制導入検討

毎日新聞 8月28日(日)18時44分配信



加藤勝信働き方改革担当相は28日のNHK番組で、9月にも発足する「働き方改革実現会議」(座長・安倍晋三首相)で、長時間労働を是正するため残業時間の上限規制導入を検討する考えを示した。

現行の労働基準法は労使協定を結べば、法定時間を超える残業を認めている。これについて加藤氏は、「(労働時間の)上限は実質的にないような状況だ」と指摘。そのうえで「時間外の労働規制のあり方について検討していきたい。各業種で違いがあるが来年3月までには方向性を出したい」と語った。

＜働き方改革実現会議 9つの課題＞

平成28年9月27日より開催



1番目に、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善。

2番目に、賃金引き上げと労働生産性の向上。

3番目に、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正。

4番目に、雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題。

5番目に、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方。

6番目に、働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備。

7番目に、高齢者の就業促進。

8番目に、病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立。

9番目に、外国人材の受入れの問題。



なぜ一億総活躍の柱が「働き方改革」なのか？

女性活躍：

経済的観点から求められる**女性の活躍**

女性活躍のためには**男性の家庭参画**が不可欠

生産性向上：

時間あたりの生産性高く働くことが必要

イノベーション：

イノベーションを起すには多様な人材が不可欠

少子化解決：

男性の家庭参画が出生率に影響

若い世代の家族形成も長時間労働が阻害

家庭に起きている「パパはゾンビ」問題 長時間労働でパートナーシップが阻害される

「パパは死んだものと思っている」

ワーキングマザーの集まりでの衝撃発言！

この意味は・・・

「パパがいると思うと、子育てを一緒にやってくれると期待してしまう。
いっそいないものと思わないと自分が辛くて仕方がない」

主婦家庭でも

「もう一人子どもがほしいと思うために何が必要か」アンケートで
お金の話の中で、唯一ベスト10入りしていた
「夫が早く家に帰ってくること」

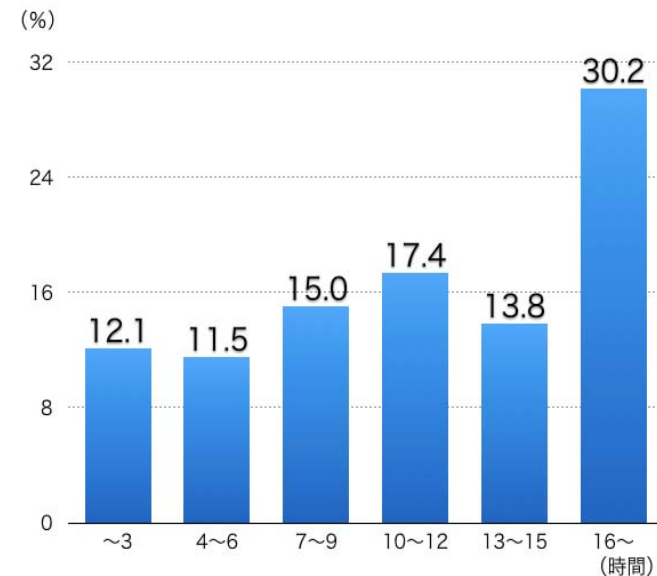
隠れ育休取得者 46% しかし一日10時間以上の母子孤立化

FJの隠れ育休調査では「乳幼児を持つ父親の46%が有休を使った「隠れ育休」を取得している、取得期間は3日以内が7割程度の短期間の取得、取得時期は産後の入院中ということがわかりました。

これは母親がもったの助けを必要とする時期と乖離しています。

別の調査では退院後に「1日10時間以上、母子孤立化」が起きています。

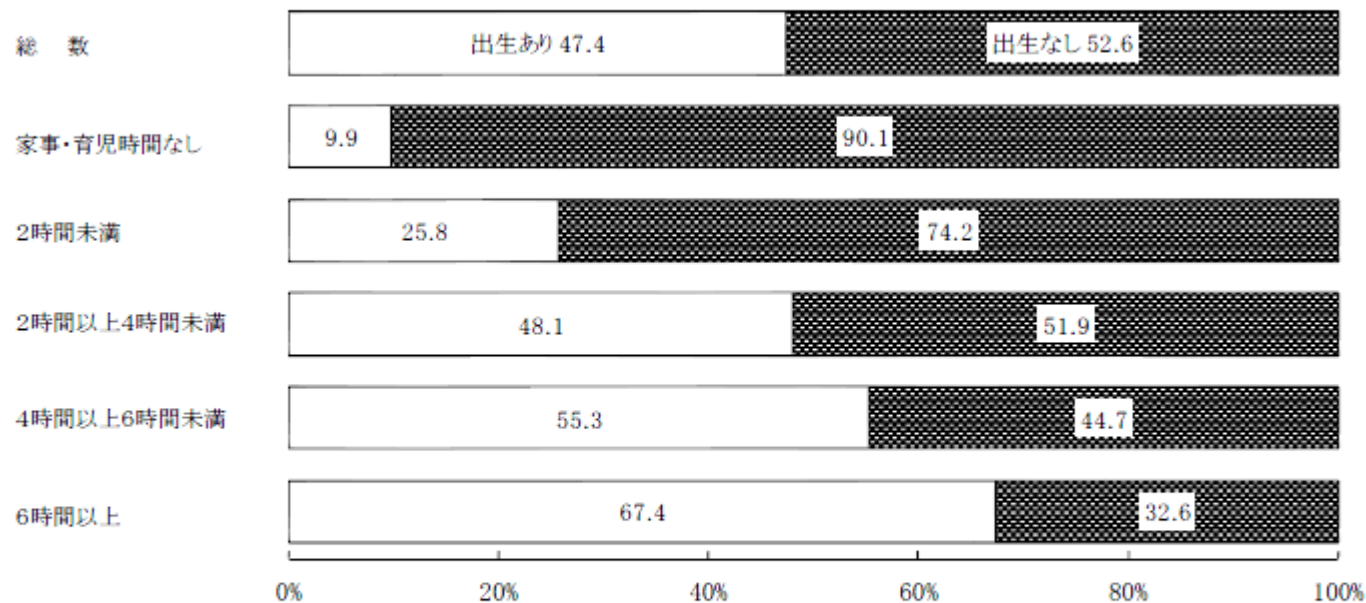
産後1～3カ月まで
赤ちゃんとも2人きりで過ごす時間



(出所) 育児情報誌『miku』調べ、2015年

夫の協力と第二子出生

夫の休日の家事・育児時間別にみたこの8年間の第2子以降の出生の状況



注:1)集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第9回調査まで双方が回答した夫婦

②第1回調査時に独身で第8回調査までの間に結婚し、結婚後第9回調査まで双方が回答した夫婦

③出生前調査時に、子ども1人以上ありの夫婦

2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第8回調査時の状況である。

3)8年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

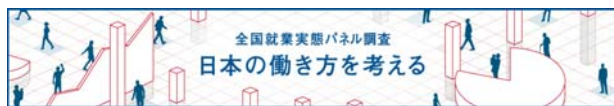
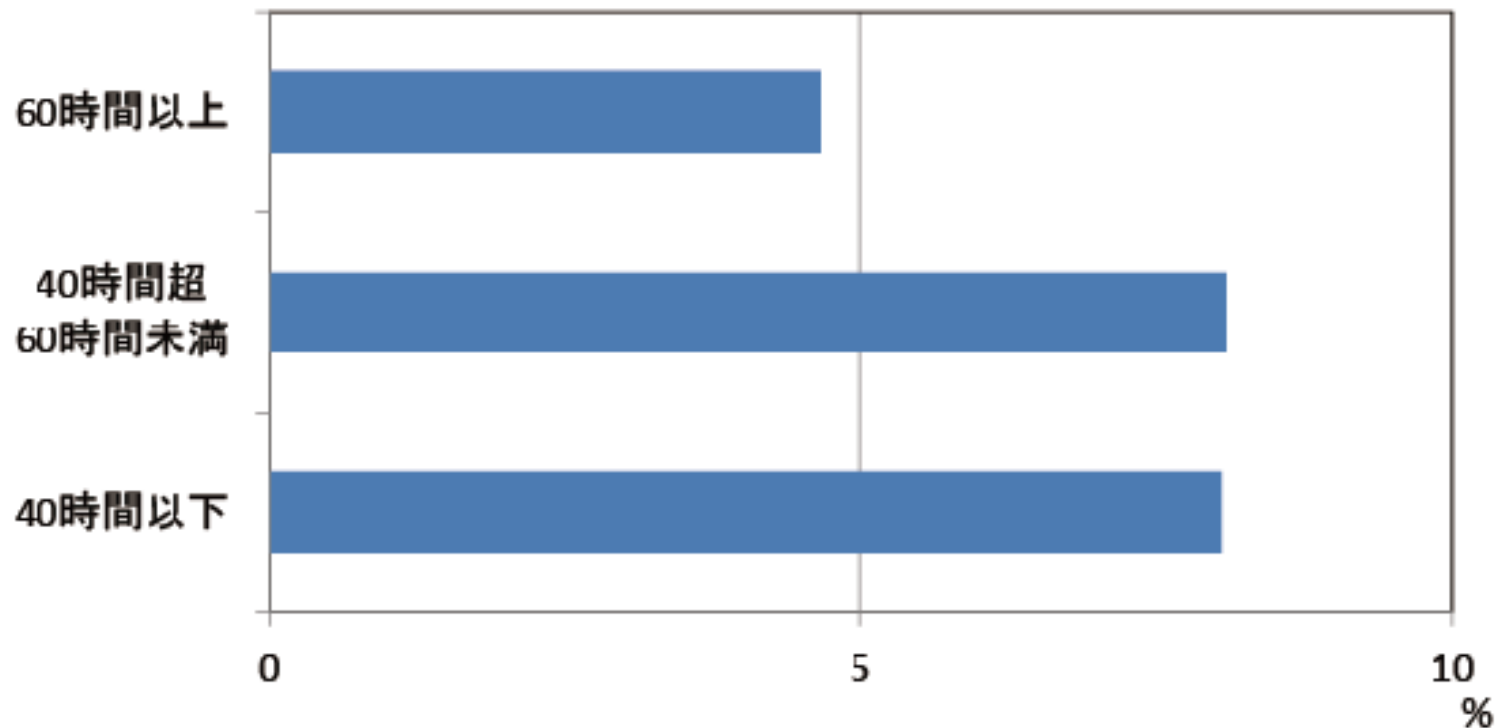
4)総数には、家事・育児時間不詳を含む。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「第9回21世紀成年者縦断調査」

労働時間と結婚確率

正規雇用の30代男性では、週当たりの労働時間が60時間以上となるグループの結婚確率が唯一5%を切る水準となり、相対的に結婚しにくいことがわかった。

図2 労働時間と結婚確率(30~39歳男性)

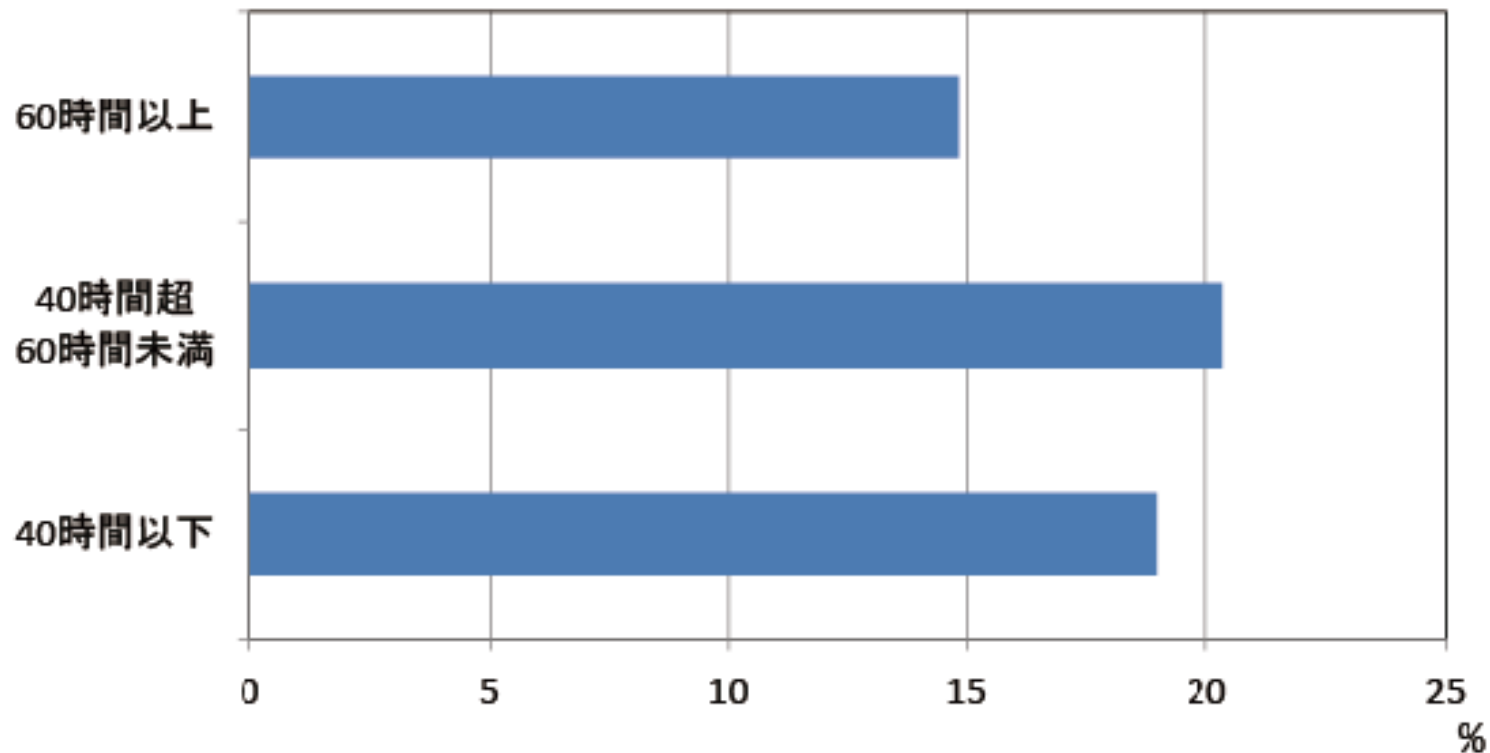


長時間労働は家族形成を阻害するか 三輪哲

労働時間と出産確率

労働時間が週60時間以上のグループでは、出産を経験する確率が15%程度であった。この値は、他のそれよりも概ね4～7ポイントくらい低い水準である。

図3 労働時間と出産確率(30~39歳男性)



長時間労働は家族形成を阻害するか 三輪哲

父親の家庭参画のために必要なのは・・・

社会の意識を転換するための
メッセージ制の強い施策



働き方改革で家庭に時間を返す
働き方の見直し

長時間労働に上限規制
リモートワーク

フランスの父親休暇14日間 「男の産休」で意識的に男性を父親にする

「フランスはどう少子化を克服したか」
高崎順子

2002年から施行
2007年には父親の7割が取得

3日間出産有休+11日間「子どもの受け入れと父親休暇」
(雇用主負担) (国の負担)

父親になるための短期集中合宿的な意味合い
「赤ちゃんを知り合う時間」
「濃密な二週間は夫婦の転換期」
入院中の助産師指導も父親のスケジュールにあわせて
自宅に帰ったときに夫婦で子育てできる体制に

フランスの政策転換の背景は現状認識

「フランスはどう少子化を克服したか」
高崎順子氏インタビューより

93年に1・66ショック
女性が子どもを産まない理由を現状把握
両立が厳しくなると、子どもく仕事

「社会と男性を信用していない」

90年代から政策転換「男女が平等に、仕事、家庭、両方の責任を果たせる」

社会と男性への信用をとりもどす
「母親にとって子育てはたいへんなこと」と認め、徹底的に親をサポートすること
に...

「母親をサポートするのは父親」
しかし育休は普及しない...それなら違う手段で...

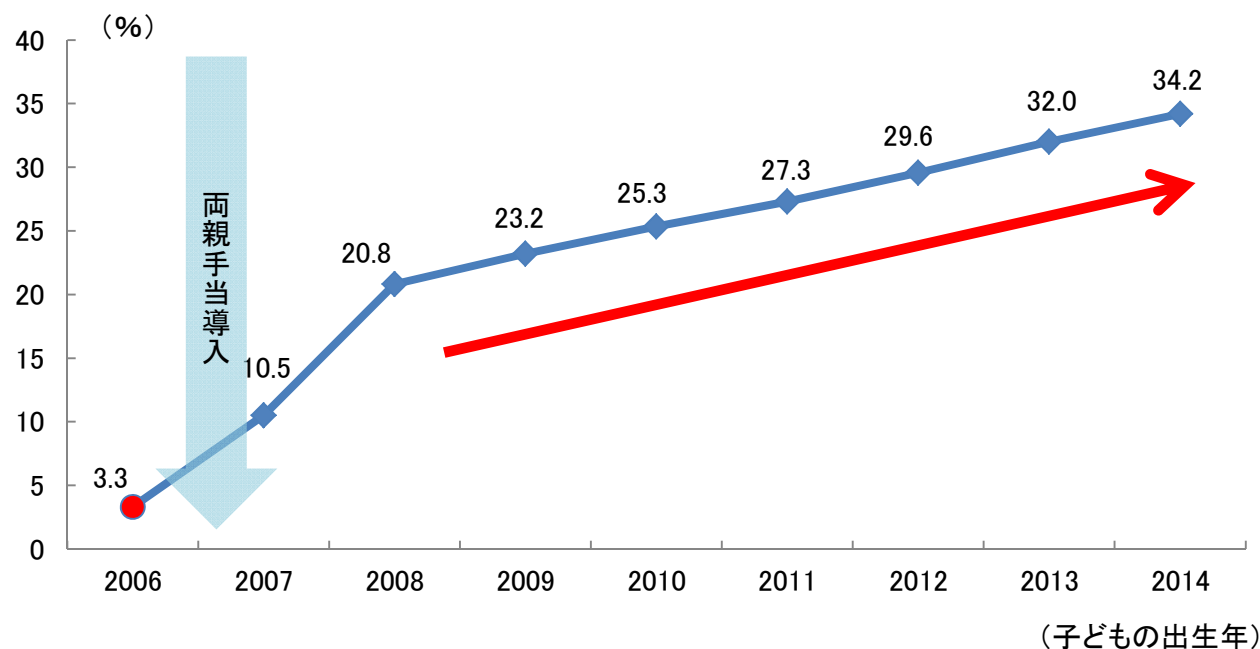
父親休暇というメッセージは「強制的に「2週間は家庭に帰れ」
政府のメッセージ制の強い政策

政策は政府のメッセージである

ドイツの父親の育休取得は着実に増加

- 父親の育休取得率は2006年の3%から2014年の34.2%へと上昇
- 8割はパートナー月の範囲内での休業。ただし、10カ月以上も1割を占める

【ドイツにおける父親の育休取得率】



(注)2007年は、同年に行われた両親手当の支給決定件数のうち父親が占める割合。2008年以降は各年に生まれた子どものうち、父親が両親手当を受給した割合。

(資料)ドイツ連邦政府統計局資料より、みずほ総合研究所作成

大嶋寧子(2016)「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～その成果の背景・要因と日本への示唆」Fathering Japanさんきゅーパパ
白河桃 緊急フォーラム『少子化・女性活躍の時代に男性の育休取得はこのままだいいのか？～笑顔の産休パパを増やそう！』講演資料

ドイツはなぜ父親の育休拡大に成功したのか



社会のレベル

変化あり

- 担当大臣主導で国民的議論を喚起
- マスコミ報道を通じた新たな父親像の浸透

職場のレベル

変化あり

- 有給休暇の権利意識が強いドイツで、パートナー月が父親が休業する理由を創出
- 改革前より家族のケアと両立しやすい働き方が定着
- 長期バカンスを前提とした職場管理により、休業をお互い様と受け止め、業務に支障が生じにくい土壌が存在

家計のレベル

変化あり

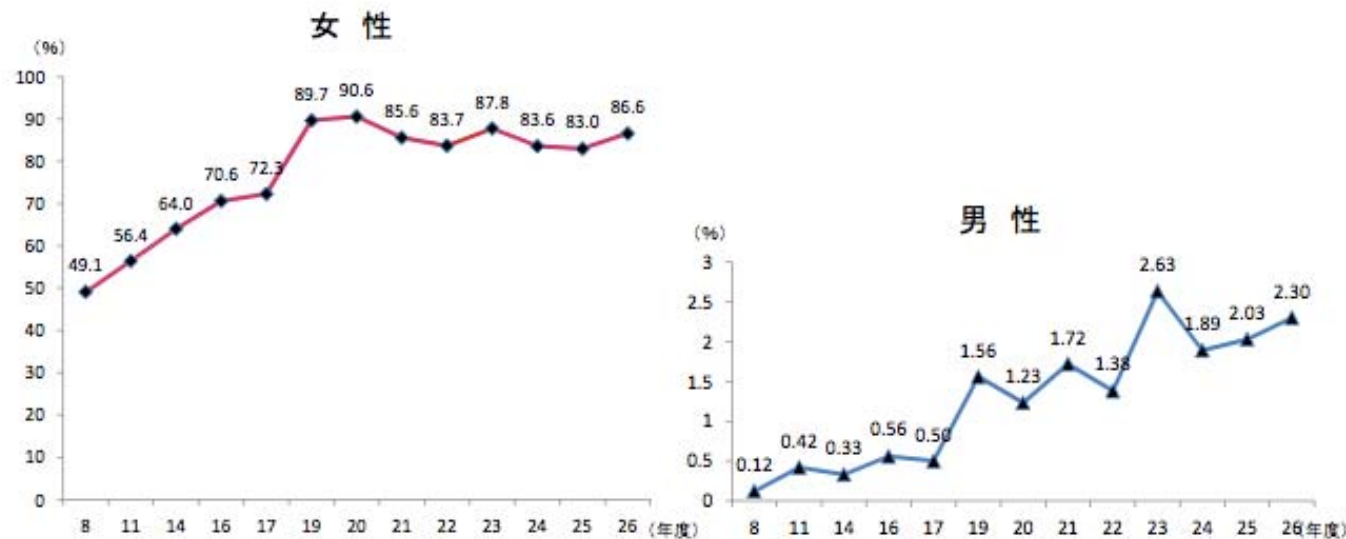
父親の休業に対する経済負担軽減
パートナー月による経済インセンティブ

大嶋寧子(2016)「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～その成果の背景・要因と日本への示唆」Fathering Japan
さんきゅーパパ緊急フォーラム『少子化・女性活躍の時代に男性の育休取得はこのままでいいのか？～笑顔の産休パパを増やそう！』講演資料

男性の育児参加の低調

育児休業取得率の推移

○ 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性の育児休業取得率は、長期的には上昇傾向にあるものの、2.30%と依然として低水準にある。



育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

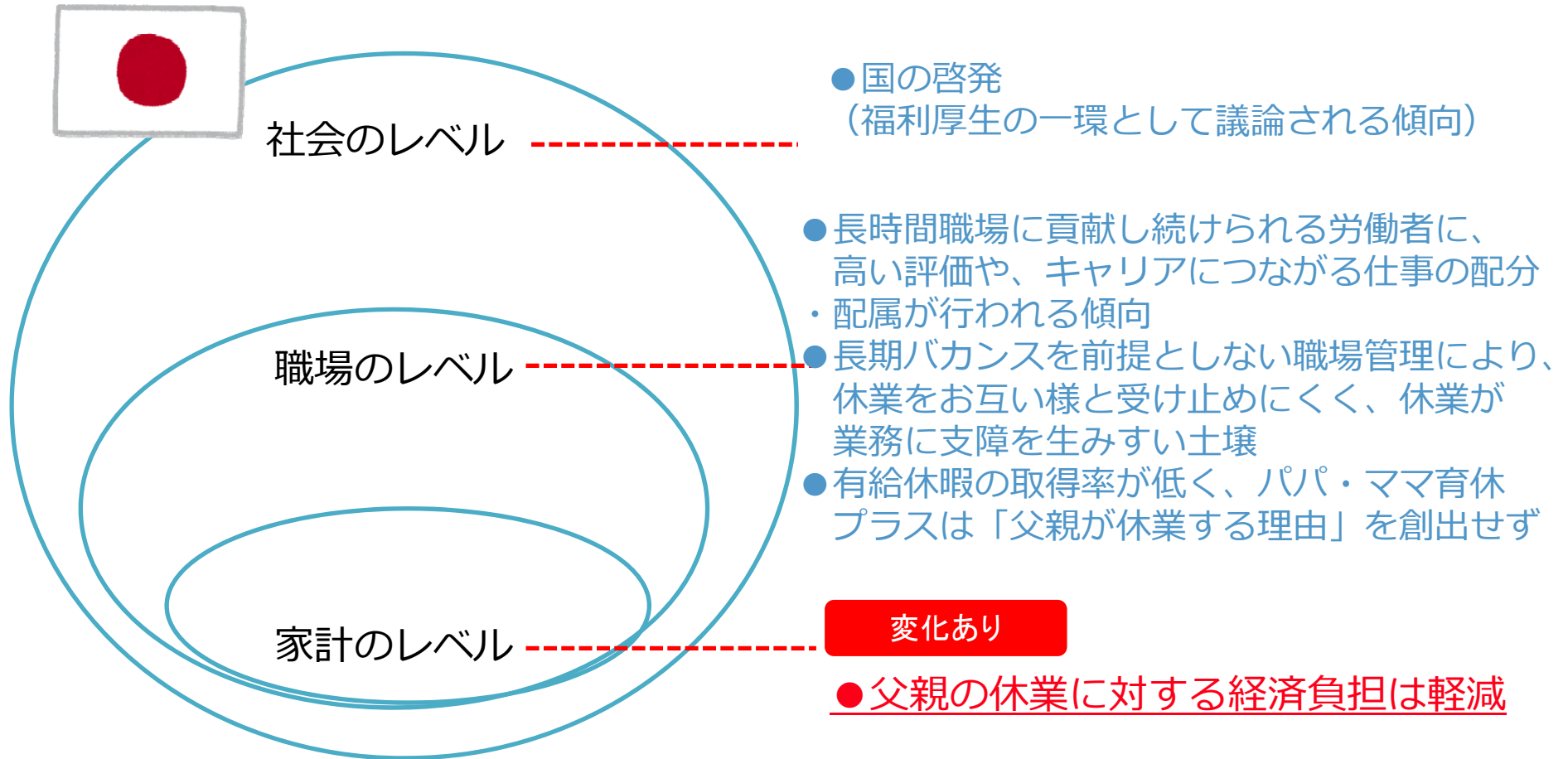
（※）平成24年度調査においては、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間。

注）平成22年度及び平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6

日本の父親の育休取得率はなぜ停滞を続けているのか

- 日本の改革は、社会と職場のレベルで父親の育休を支える変化を創出せず



大嶋寧子(2016)「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～その成果の背景・要因と日本への示唆」Fathering Japanさんきゅーパパ緊急フォーラム『少子化・女性活躍の時代に男性の育休取得はこのままでいいのか？～笑顔の産休パパを増やそう!』講演資料

2016/10/28

白河桃子

男女のより均等な育児の分担に向けアクセルを踏む諸外国



スウェーデン

- ・父親のみ取得できる育休期間（30日のパパクウォータ）〔95年〕
- ・パパクウォータ延長（60日）〔02年〕
- ・より均等に育休取得する親への優遇策（均等ボーナス）〔08年〕
- ・パパクウォータ期間の再延長（90日）〔16年〕



フランス

- ・親休業（産休後の休業）中の給付制度を、全期間を両親が分けあえる制度から、父親、母親が分けあえない期間を設けた共同育児給付制度に変更〔15年〕



ドイツ

- ・育休中の給付充実＋両親が育休を取得する場合の優遇措置〔07年〕
- ・両親がパート就労で育児を分担する親への支援拡充策として、両親手当プラス、パートナーシップボーナス制度を導入〔15年〕



英国

- ・従来の産休制度（20週目以降のみ父親が取得可能）を見直し、全期間を両親が分けあえる共同育児休業制度を導入〔15年〕

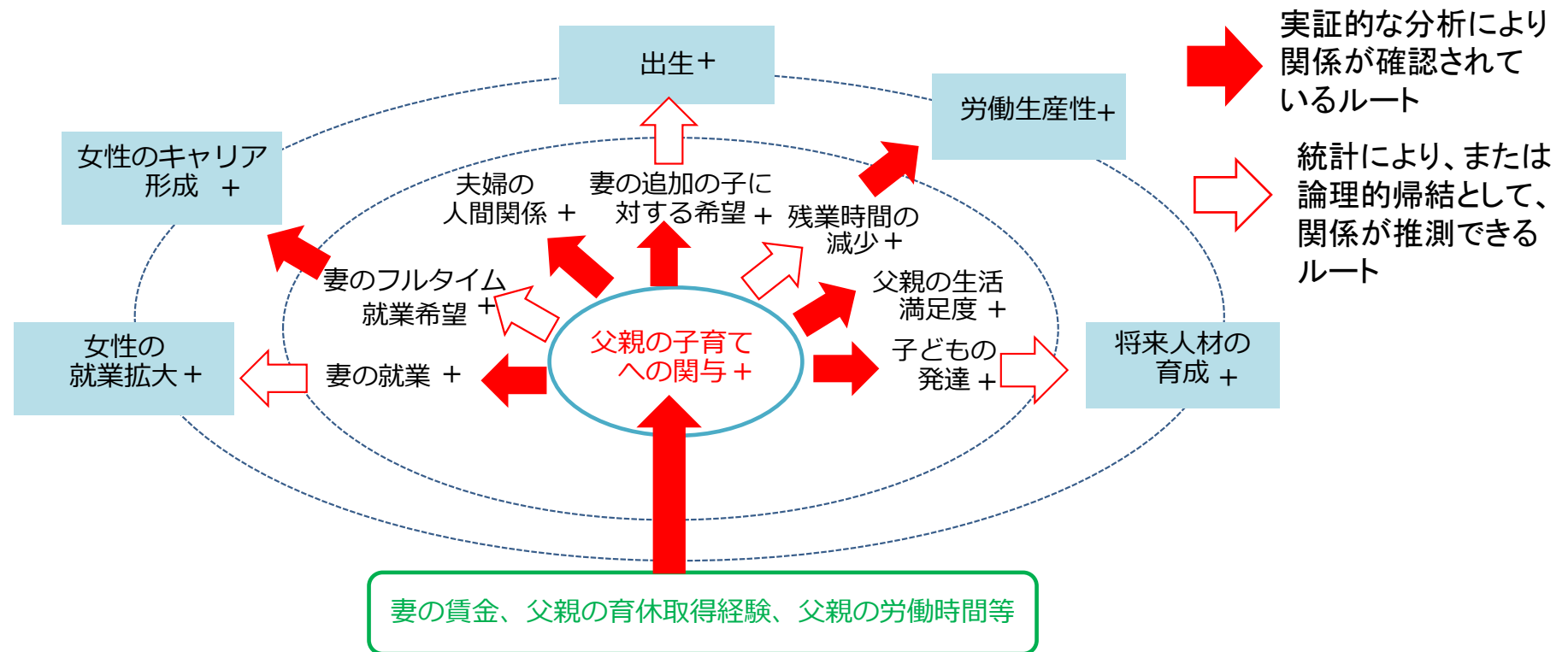
（資料）International network on leave policies and research, “11th Annual Report of Leave Policies and Related Research 2015”等より、みずほ総合研究所作成

大嶋寧子(2016)「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～その成果の背景・要因と日本への示唆」Fathering Japanさんきゅーパパ緊急フォーラム『少子化・女性活躍の時代に男性の育休取得はこのままでいいのか？～笑顔の産休パパを増やそう！』講演資料

父親の育児は社会の競争力に関わる問題でもある

- 父親の育児は、男女平等の観点に加え、国の競争力や子どものより良い発達に関わる問題としても議論されている

【父親の育児が父親自身、妻、子ども、社会に及ぼす影響】

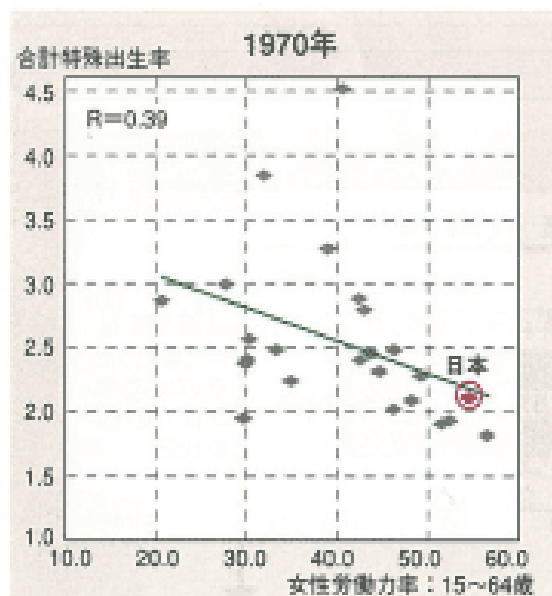


(資料)各種資料より、みずほ総合研究所作成

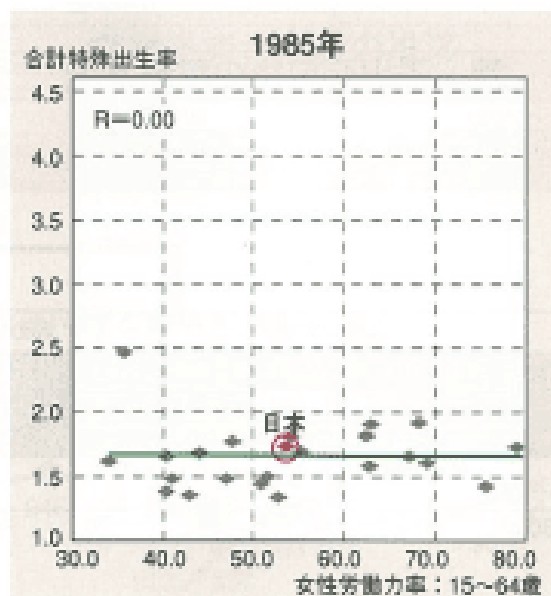
大嶋寧子(2016)「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～その成果の背景・要因と日本への示唆」Fathering Japan
さんきゅーパパ緊急フォーラム『少子化・女性活躍の時代に男性の育休取得はこのままでいいのか?～笑顔の産休パパを増やそう!』講演資料
2016/10/28 白河桃子 20

女性の活躍と出生率は2000年代から連動・・・ 男性の家庭参画が進むと超少子化から脱却できる

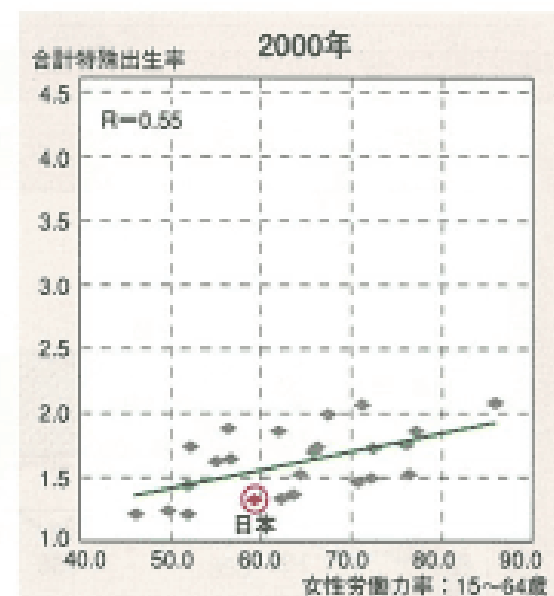
1970年



1985年



2000年



OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率

女性の活躍と出生率は2000年代から 連動・・・その理由は？

大沢真知子（日本女子大学）

先進国の経験する二つの革命

- 静かな革命
（両立支援と活躍推進で社会進出）
- ジェンダー革命

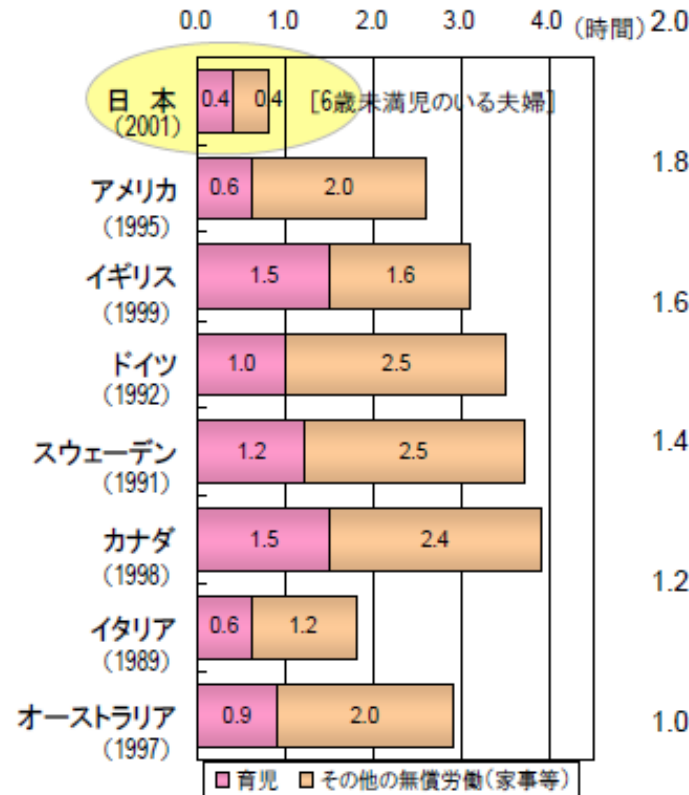
女性の社会進出が進んでも、家庭内が不平等だと
超少子化に

男性が育児家事をするほど 子どもが生まれる

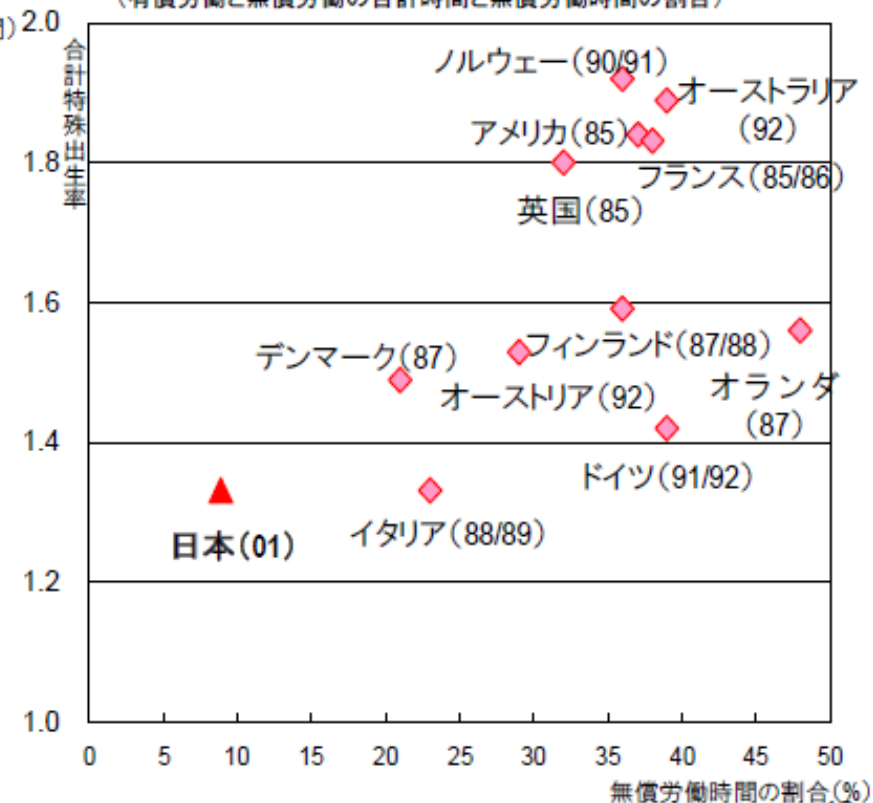
12. 男性の家事・育児時間

- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
- 男性の家事・育児時間割合が低いと出生率も低い傾向。

○ 5歳未満児のいる夫婦の夫の育児、家事時間 ○ 先進諸国の男性の家事・育児時間割合と出生率
(有償労働と無償労働の合計時間と無償労働時間の割合)



資料: OECD "Employment Outlook 2001"
総務省「社会生活基本調査」(平成13年)



資料: UNDP "Human Development Report 1995"
総務省統計局「社会生活基本調査」(平成13年)

女性の活躍と男性の家庭参画は両輪

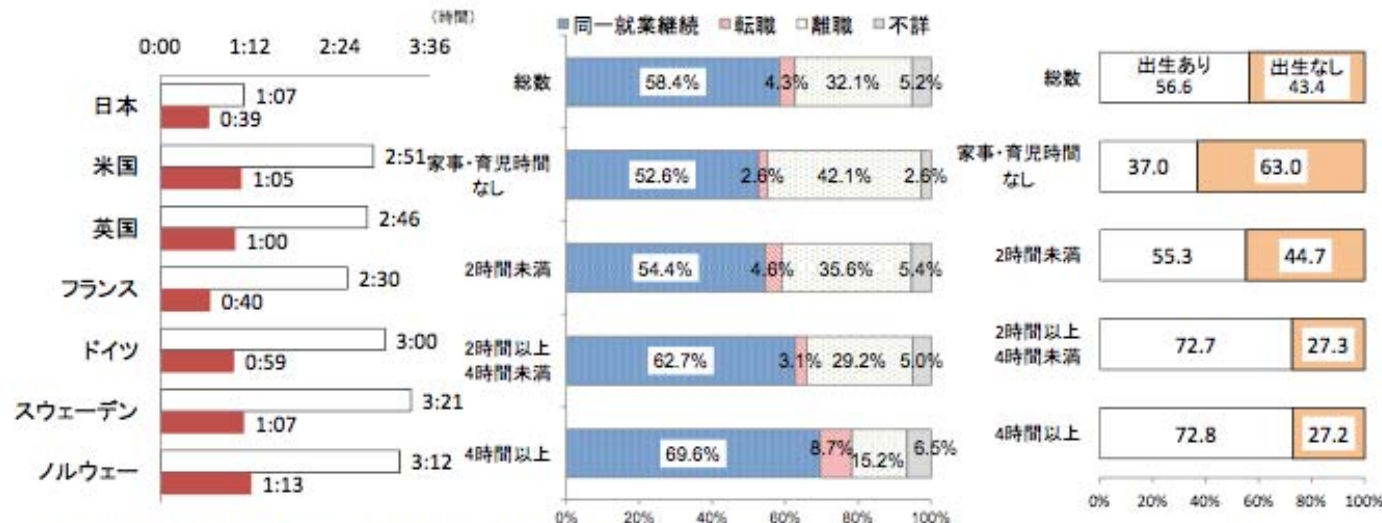
女性の継続就業・出産と男性の家事・育児参加の関係

- 日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。

【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】

【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】

【夫の平日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



○家事関連時間全体 ■うち育児の時間

(資料出所) 厚生労働省「第12回21世紀成年者縦断調査」(2013年)

(資料出所) 厚生労働省「第12回21世紀成年者縦断調査」(2013年)

(資料出所) 平成25年男女共同参画白書

(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), (Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey Summary" (2011) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

注:
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当するこの11年間に子どもが生まれた同居夫婦である。
①第1回から第12回まで双方が回答した夫婦
②第1回に独身で第11回までの間に結婚し、結婚後第12回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者である
2) 11年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
3) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

注:
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第1回調査から第12回調査まで双方から回答を寄与している夫婦
②第1回調査時に独身で第11回調査までの間に結婚し、結婚後第12回調査まで双方から回答を寄与している夫婦
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第11回調査時の状況である。
3) 11年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

女性の時間はすでに目一杯使われている

1. 働き方の見直し、長時間労働対策

- 日本の現役世代の女性の有償労働時間は平均で178分/日、フランス男性(173分/日)より長く働いている(図1)
- 日本の女性の睡眠時間は韓国と並んで短い(図1、図2)
- 日本は男女合計の有償労働時間が突出して長い(553分、北欧諸国は400分台)(図1)
→時間あたり生産性が低い
- 女性の「活躍」＝有償労働時間を男性並みにすることか？
- 税制・社会保障制度改革は女性の就業を増加させるか？
103万円、130万円の壁を廃止しても労働供給への影響は小さいという研究が多い(参考)

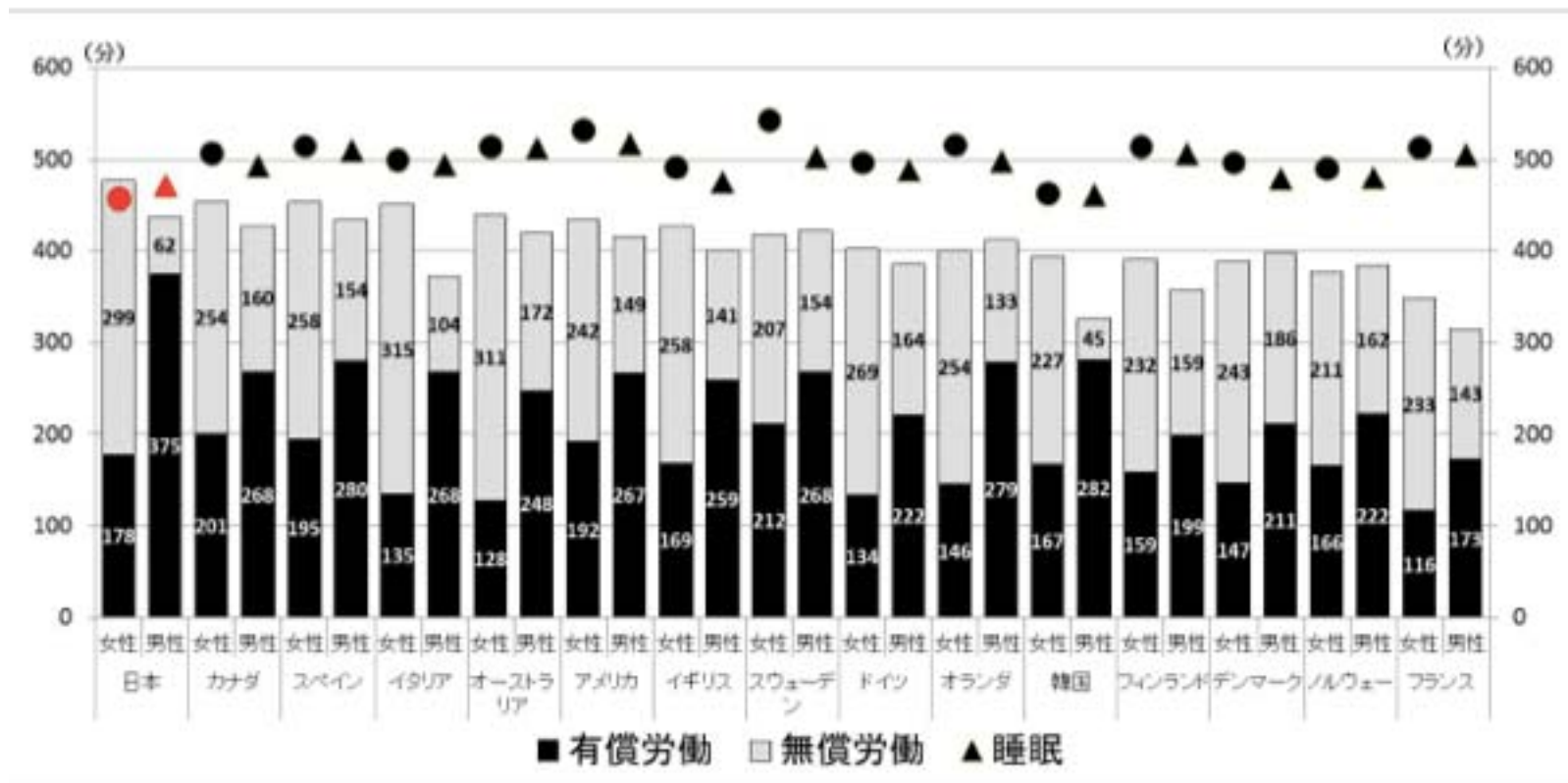
⇒男性の働き方、長時間労働の見直しが必要

男女平等に向けた施策について

2016年4月12日

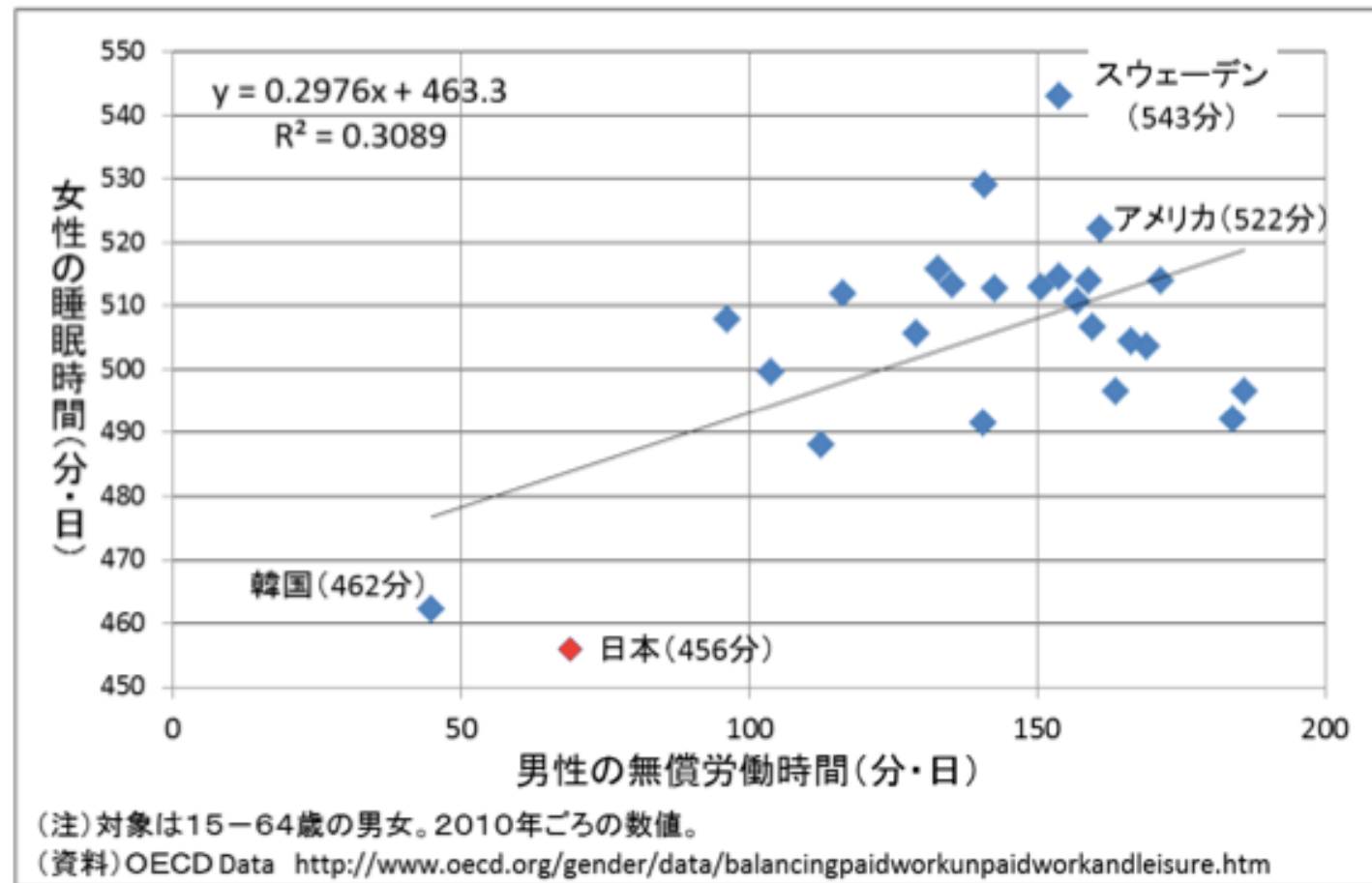
大石亜希子 千葉大学法政経学部

図1 有償・無償労働時間の国際比較
(15-64歳男女、週平均)



(資料) http://www.oecd.org/gender/data/OECD_1564_TUSupdatePortal.xls より大石作成。3

図2 男性の無償労働時間と女性の睡眠時間



上記資料より大石作成